

平成 28 年 8 月 1 日改正の経営事項審査に係る再審査の取扱いについて

大阪府住宅まちづくり部建築振興課

平成 28 年 8 月 1 日に経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴い、改正前の基準に基づく経営事項審査の結果通知を受けている方は、今回の改正に係る事項についての再審査を申し立てることができます。

再審査の申立ては、任意となっておりますので、発注機関への提出の必要性等を考慮して、再審査を希望される方は、以下の取扱いを参考に再審査の申立てを行ってください。

【対象者】

再審査の申立書を提出する日において、改正前の基準による経営事項審査結果通知書(審査基準日から1年7か月の有効期間内のものに限る)をお持ちの方は、再審査の申立てができます。

【受付期間】

平成 28 年 8 月 1 日(月)から平成 28 年 11 月 28 日(月)まで

【受付会場】

大阪府庁 咲洲庁舎1階 申請会場 午前9時 30 分から午後 5 時まで

※通常の経営事項審査申請とは異なり、事前予約は不要です。

【審査対象項目】

再審査においては、平成 28 年 8 月 1 日施行の改正点(別紙:平成 28 年 8 月 1 日からの改正点参照)に関連する項目についてのみ審査を行います。

申請業種の変更や記載誤り等による変更等改正点以外の項目については、改めて審査を行いませんのでご注意ください。

【審査手数料】

無料

【提出・提示書類】

提出書類は、ホッチキス止めせずに、封入又はクリップ止めしてください。

- ① 経営規模等評価再審査申立書(様式第 25 号の11)に、別紙1、2、3、経営状況分析結果通知書の写しを添付の上、正・副計2部提出してください(大阪府の表紙の添付は、不要です)。

(経営規模等評価再審査申立書は、制度の改正点以外は、従前の申請書と同じ内容にする必要があります。また、経営状況分析結果通知書の副本を添付してください。)

- ② 再審査を行う審査対象事業年度の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本(提示)
- ③ ②の申請に対する結果通知書(提示)
- ④ 平成 28 年 8 月 1 日の改正によって、内容が変わった箇所に係る確認資料(提出)

ア 技術職員の資格を証する書面

○基礎施工士検定試験(平成 27 年度に実施)

○解体工事施工技士資格試験(平成 17 年度までに実施)

○解体工事施工技士試験(平成27年度までに実施)
これらの合格証明書等の写しのうち、該当するもの。

イ 技術職員の雇用期間を確認する書類(提出)

(今回の申立てで新たに追加した技術職員の方)

「平成28年6月版 経営事項審査申請の手引」32頁以降を参照して、必要な書類を持参してください。

(前回申請時に既に掲載されている技術職員の方)

審査基準日6か月超前からの雇用の確認書類や、審査基準日現在の常時雇用の確認書類を持参する必要はありません。

※ 今回の変更に係る技術職員について、技術職員名簿(別紙2)に新たに記載して申請することとなった場合は、新規に技術職員になったことの確認資料(審査対象事業年度中に上記試験に合格した場合は、合格証明書等の写し。審査対象事業年度中に雇用された場合は、雇用契約や健康保険証などの写し)を必ず持参する必要があります。

【結果通知書の発行に要する期間】

再審査申立書の受付後、補正等を解消した日から概ね30日程度

※上記期間を参考に、早めに申請をお願いします。なお、期間の短縮等の要望にはいかなる理由によっても、一切応じられませんのでご注意ください。

【再審査申立書の記載方法】

再審査の申立書は、制度の改正点以外は、基本的に従前の申請書と同じ内容にする必要がありますが、次の点については従前の申請書と記載内容が異なります。

(1)申請書1枚目

項番05 申請等の区分・・・「4」と記入してください。

(2)申請書2枚目

再審査を求める事項等

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、下表に必要な事項を記載のこと	
審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第〇〇〇〇号※1	平成〇〇年〇〇月〇〇日※2
再審査を求める事項	再審査を求める理由
平成28年8月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため

※1「審査結果の通知番号」の欄には、従前の結果通知書の「行政庁記入欄」に記載された番号を記載してください。

※2「審査結果の通知の年月日」の欄には、結果通知書の通知年月日を記載してください。

【別紙:平成28年8月1日からの改正点】

「とび・土工事業」と「解体工事業」の技術職員の資格について、新たに下記の2資格が追加されました。

資格コード	資格名	対 象 者	加点となる業種及び点数
040	登録基礎ぐい工事試験	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が実施する「登録基礎ぐい工事試験」に合格した者。 ・平成27年度に一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が実施した「基礎施工士検定試験」に合格した者。 	とび・土工事業 2点
060	登録解体工事試験	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する登録解体工事試験に合格した者。 ・平成17年度までに社団法人全国解体工事業団体連合会(当時)が実施した解体工事施工技士資格試験に合格した者。 ・平成27年度までに社団法人(公益社団法人)全国解体工事業団体連合会が実施した解体工事施工技士試験に合格した者。 	解体工事業 2点

○ 今回の再審査では、審査基準日の時点において、上記表中下線部に該当する技術職員の方が在籍しており、かつその方が6か月を超えて雇用されている場合に再審査申立てが可能です。

技術職員名簿については、以下①～④に該当する場合に変更可能です。

- ① 表中の「資格コード(040・060)」に該当する技術職員を新たに追加する。
- ② 前回申請時に既に「とび・土工事業」又は「解体工事業」について業種登録して申請していた技術職員の「資格コード」を表中の「資格コード(040・060)」へと変更する。
- ③ 前回申請時に既に1業種登録を申請していた技術職員について、「とび・土工事業」又は「解体工事業」について追加で業種登録して申請する場合(追加する業種の資格コードは、表中の「040」「060」のどちらかのみ)。
- ④ 前回申請時に既に2業種登録して申請していた技術職員について、既存の申請業種を削除して、「とび・土工事業」又は「解体工事業」の技術職員として業種登録して申請し直す(申請し直す業種の資格コードは、表中の「040」「060」のどちらかのみ)。

○ 上記の変更に係る技術職員が、今年度より新たに技術職員名簿に掲載されており、かつ審査対象事業年度内に表中の試験に合格しているか雇用された方である場合は、新規掲載者欄に○を記入して申請することができます。

○ また、技術職員名簿だけではなく、「その他の審査項目(社会性等)」中、「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」の記載内容も変更する必要がある場合がありますので、申請書を作成する際にはご注意ください。